

●令和8年度分の国民年金保険料の免除・納付猶予申請受付が始まります

令和8年度分（令和8年7月分～令和9年6月分）の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付を7月1日（水）から開始します。

収入の減少や失業等により、国民年金保険料の納付が困難な場合、未納のままにせず、保険料の納付が免除または猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」をご利用ください。

なお、前年所得（令和7年中の所得）の審査がありますので、所得申告が必要となります。

令和7年度分（令和7年7月分～令和8年6月分）の免除申請において、国民年金保険料の一部免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）が承認された方や、失業等を理由とした特例による免除（納付猶予）が承認された方も、**新たに令和8年度分の申請が必要です。**

保険料を未納のままにしておくと、万一の際に障害年金や遺族年金を受けられない場合がありますので、お早めに申請してください。

免除申請は、申請月の2年1か月前まで遡ることができます。

なお、学生の場合は「学生納付特例制度」をご利用ください。

●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に子ども・子育て支援納付金分が課税されます

子ども・子育て支援金制度は、すべての世代から徴収した子ども・子育て支援納付金を財源として、児童手当の拡充やこども誰でも通園制度などを通じて子育て世帯を支援する国の制度です。

令和8年度から御坊市国民健康保険税、和歌山県後期高齢者医療保険料に子ども・子育て支援納付金分を上乗せし徴収します。子ども子育て支援納付金分の税率等は、県内均一です。

【国民健康保険税】

○従来の国民健康保険税（医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）と合算し徴収します。

○低所得の方には軽減措置があります。

○18歳未満のこどもには、子ども・子育て支援納付金分の均等割はかかりません。

	所得割率	均等割額	平等割額	賦課限度額
医療分	8.5%	32,100円	28,000円	670,000円
後期高齢者支援金分	2.5%	7,700円	6,900円	260,000円
介護納付金分	2.0%	9,800円	5,400円	170,000円
【新】子ども・子育て支援納付金分	0.3%	1,191円	766円	30,000円

【後期高齢者医療保険料】

○従来の後期高齢者医療保険料（医療分）と合算し徴収します。

○低所得の方には軽減措置があります。

	所得割率	均等割額	賦課限度額
医療分	10.36%	58,748円	850,000円
【新】子ども・子育て支援納付金分	0.25%	1,385円	21,000円

●令和8年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の決定について

保険税・保険料額の決定通知については、7月中旬頃から順次発送する予定となっています。納付書が同封されている方は、各納付書の納期限内に必ず納付してください。